

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和２年度 第４回）議事録

- 1 開催日時 令和３年１月２５日（月） 午後２時開会
- 2 開催場所 市役所旧館３階大会議室
- 3 出席委員

会 長	小 泉 政 洋	委 員	神 川 律 子
副会長	立 川 久 雄	委 員	中 村 隆
委 員	三 木 善 久	委 員	天 野 恵 子
委 員	山 本 美 津 子	委 員	岸 勇 介
委 員	菅 野 美 穂		

(欠席委員)

委 員	渡 邊 彰 浩	委 員	石 川 尚 子
委 員	大 岩 み さ 子	委 員	佐 藤 博 文
委 員	大 海 高 子	委 員	山 中 太 郎

- 4 出席職員

福祉部長	今 関 磨 美	高齢者支援課 地域包括支援班長	鹿 島 健 志
福祉部 参事 [介護保険課長]	野 呂 幸 晴	高齢者支援課 高齢者福祉班長	半 沢 佐 知 子
高齢者支援課長	金 子 則 彦	介護保険課 管理班 管理班長	須 藤 英 昭
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	森 本 芳 弘	介護保険課 管理班 副主査	四 宮 里 江 子

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3 人	傍聴人数	2 人
------	-----	------	-----

- 6 議題

- (1) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）等について
- (2) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 地域密着型通所介護事業所の指定について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) その他

7 議 事

<p>事務局 (野呂参事)</p>	<p>出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、大海委員、佐藤委員、渡邊委員、山中委員、石川委員、大岩委員が所用のため欠席との報告を頂いており、ただいまの出席委員は9名でございます。</p> <p>従いまして、半数以上の出席があり、協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、令和2年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>事前に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。まずは次第になります。</p> <p>次に議題（1）資料1「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）について」になります。</p> <p>次に議題（1）資料2「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）概要版について」になります。</p> <p>次に議題（2）資料「袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」になります。</p> <p>次に議題（2）参考資料「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について」になります。</p> <p>次に議題（3）資料「地域密着型通所介護事業所の指定について」になります。</p> <p>次に議題（4）資料「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」になります。</p> <p>以上、次第を含め7点でございます。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>また当日配布資料として議題（1）資料3「第7期及び第8期（案）における介護保険料の段階設定及び所得段階別介護保険料について」になります。</p> <p>それでは、次第により、会議を進めて参ります。</p> <p>小泉会長、あいさつをお願いいたします。</p>
<p>小泉会長</p>	<p>【あいさつ】</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p>

(野呂参事)	<p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行う事となっておりますので、小泉会長にお願いしたいと思います。それでは、小泉会長、よろしくお願いいたします。</p>
小泉会長	<p>議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (野呂参事)	<p>本日の会議は、公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解ください。委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p>
小泉会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きます。本日の議題は、5件でございます。会議次第をご覧ください。</p> <p>議題（1）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果等については、事務局からの説明を受けご意見を頂くものです。</p> <p>議題（2）袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、説明を受けご意見を伺うものです。</p> <p>議題（3）地域密着型通所介護事業所の指定については、説明を受けご審議を頂くものです。</p> <p>議題（4）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定については、報告を受けご意見を伺うものです。</p> <p>議題（5）その他については、議題（1）から（4）以外に何かありましたら、ご意見を伺うものです。</p> <p>議事の進行ですが、事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>それでは、議題（1）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）等について事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (須藤班長)	<p>【議題（1）に関する説明】</p>

小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。
小泉会長	各自治体とも最終的な保険料額は決まっていはいないと思いますが、今現在把握している近隣市の状況がわかったら教えてください。
事務局 (野呂参事)	現段階で確定ではありませんが、 木更津市は現在の月額5,450円から5,580円への増額。 市原市は5,390円から5,690円への増額。 君津市は5,200円から5,400円への増額。 富津市は5,700円を現状のまま変更しないと聞いております。
立川副会長	資料1、129ページの中長期的な推計部分ですが、令和7年での介護保険料の基準額が6,503円とありますが、基金を取り崩していないからこのような金額になったのでしょうか。急激に増額しているように思えるのですが
事務局 (野呂参事)	今回の保険料の推計については、厚生労働省から提供していただいている「見える化システム」にある様々な数字を読み込み、保険料等を試算しており、令和7年度の基準額については基金の取り崩しは含んでおりません。 準備基金の投入がなければ今回についても5,688円ということで5,700円近くまで上がり、これは特に後期高齢者増加している状況で、今後、第8期計画の中でも、後期高齢者は増加していく見込みで、介護保険を使われる方が増加し、介護保険料も増額していくということになります。 保険料については、団塊の世代を含め75歳以上の方が急激に増加する2025年へ向けて、次の第9期計画についても保険料が増額するだろうという試算でございます。 ただ、この試算については現行の制度ですべて計算しているものになります。
小泉会長	先ほど説明がありましたが、準備基金の活用ということで、第9期計画を見据えた中での案ということでもよろしいでしょうか。
事務局 (野呂参事)	資料の中に準備基金の取り崩し額として、321,000,000円と記載させていただいていますが、現在の準備基金は561,000

	<p>0,000円あり、残り240,000,000円程度積立部分がございます。</p> <p>会長からお話がありました通り、次期計画で急激に保険料が増額するということを見越し、基金を残しております。今回残した部分を第9期計画に充て、保険料額を減額する見込みでございます。</p>
小泉会長	<p>まだ質疑のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>それでは、議題（2）「袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (四宮副主査)	<p>【議題（2）に関する説明】</p>
小泉会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p>
中村委員	<p>介護サービス利用で災害については、地域と密着するとのことですが、認知症の方について具体的な方針は決まっているのでしょうか。</p>
事務局 (四宮副主査)	<p>今後、国から詳しい解釈が出る予定ですので、それが示された段階で市の方針を示していきたいと思っております。</p>
小泉会長	<p>まだ質疑はある方はいらっしゃいますか。無いようですのでここで5分ほど休憩を取りたいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>【休憩：5分】</p> <p>それでは会議を再開したいと思います。続きまして議題（3）「地域密着型通所介護事業所の指定について」の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (四宮副主査)	<p>【議題（3）に関する説明】</p>

小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。
岸委員	こちらの介護事業所については、法人名が変わっただけで中身は変わってないということでしょうか。
事務局 (野呂参事)	有限会社から株式会社へと変更したもので、現在もサービスを提供している事業所でございます。
小泉会長	まだ質疑のある方はいらっしゃいますか。 ないようですので、地域密着型通所介護事業所の指定について賛成の方は挙手をおねがいたします。 全員賛成のため、地域密着型通所介護事業所の指定については承認されました。 続きまして議題（４）「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」の説明をお願いいたします。
事務局 (鹿島班長)	【議題（４）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 それでは質疑が無いようですので議題（４）その他ということで委員の皆様から何かございますか。無いようなので、次に事務局から何かございますか。
事務局 (野呂参事)	議題１袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（案）等について、説明が不足していた部分がございますので、補足させていただきます。 保険料を含めた案についてですが、今後庁内の会議を経て決定していきますので、一部修正が出ることもあり得えます。 また介護保険料については庁内で調整をした後に条例に規定が明記されていることから条例改正を経て決定となりますので、ご承知おきいただければと思います。
事務局 (須藤班長)	次回開催日についてですが、３月２２日を予定しております。また直前になりましたら文書でお知らせいたしますのでよろしくお願

	いたします。
小泉会長	それでは本日予定しておりました議案の審議は全て終了いたしました。以上で議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。
事務局 (野呂参事)	小泉会長、ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

第5章のみ抜粋しております。

議題（1）資料1

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

（袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画）

令和3年度～令和5年度

【案】

袖ヶ浦市

令和3年1月時点

※計画については介護保険料を含め、変更する場合がございます。

第5章のみ抜粋しております。

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画策定にあたっての基本的な視点	4
第2章	袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題	5
第1節	高齢者の現状	5
1	人口構成の推移	5
2	世帯構成の推移	10
3	高齢者の就労状況の推移	11
4	平均寿命と健康寿命の変化	12
第2節	介護保険給付等の状況	13
1	要支援・要介護認定者数と認定率の推移	13
2	介護保険給付等の推移	15
第3節	第7期計画期間における取組と今後の課題	18
	基本目標1：健康でいきいきとした暮らしの実現	18
	基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備	21
	基本目標3：介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成	23
	基本目標4：地域で支え合う仕組みづくりの推進	33
第4節	アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状	34
1	調査の概要	34
2	調査結果の概要	37
第5節	第8期計画における重点課題	56
	重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	56
	重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進	56
	重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり	57
	重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供	57
第3章	計画の基本理念と基本的方向	58
第1節	基本理念	58
第2節	基本目標	59
	基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	59
	基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	59
	基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	60
	基本目標4：生きがいつくりと社会参加の推進	60
第3節	施策体系	61
第4節	日常生活圏域の設定	62
第4章	施策の展開	64

第5章のみ抜粋しております。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進.....	64
1 介護予防・重度化防止の推進.....	64
2 健康づくりの推進.....	66
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援.....	69
1 相談支援体制の充実.....	69
2 生活支援サービスの充実.....	72
3 介護保険サービスの充実.....	75
4 在宅医療・介護の連携.....	77
5 安心して暮らせるまちづくり.....	78
6 権利擁護施策の推進.....	81
7 介護人材の確保・定着支援.....	83
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり.....	85
1 支え合い活動の推進.....	85
2 認知症予防・共生に向けた取組.....	88
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進.....	90
1 地域でのふれあいづくりの推進.....	90
2 社会貢献活動の推進.....	92
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出.....	94
第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提.....	94
1 被保険者数の推計.....	94
2 要支援・要介護認定者数の推計.....	95
第2節 介護保険サービス量の見込み.....	96
1 在宅介護（予防）サービス量の見込み.....	96
2 介護施設サービス量の見込み.....	110
3 地域密着型サービス量の見込み.....	112
4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況.....	115
5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画.....	116
第3節 介護保険事業費の見込み.....	119
1 介護サービス給付費（見込額）.....	119
2 介護予防サービス給付費（見込額）.....	120
第4節 保険料の算出.....	121
1 保険給付費の負担割合.....	121
2 地域支援事業費の負担割合.....	122
3 保険給付費等の見込額.....	123
4 基準額に対する介護保険料の設定等.....	124
5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計.....	125
6 介護保険料基準額（月額）の算定方法.....	126
7 所得段階別介護保険料.....	127
8 低所得者の支援策.....	128
9 中長期的な推計.....	129
第6章 計画の推進.....	130
第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策.....	130

第5章のみ抜粋しております。

1 介護給付実施体制の強化.....	130
2 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	130
第2節 介護給付の適正化.....	131
1 要支援・要介護認定の適正化.....	131
2 ケアプランの点検.....	131
3 住宅改修等の点検.....	131
4 縦覧点検・医療情報との突合.....	131
5 介護給付費通知.....	131
第3節 計画の達成状況の点検と評価.....	132
1 計画の達成状況の点検.....	132
2 計画の達成状況の評価.....	132
3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会.....	133
第7章 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画.....	134
第1節 計画策定の趣旨.....	134
1 計画策定の背景と目的.....	134
2 計画の位置づけ.....	134
3 計画の期間.....	134
4 成年後見制度について.....	135
第2節 成年後見制度利用に関する現状と課題.....	136
1 成年後見制度の利用状況.....	136
2 成年後見制度に関する袖ヶ浦市の取組.....	138
3 関係機関アンケート結果.....	139
4 成年後見制度の利用促進における課題.....	140
第3節 計画の基本的な考え方.....	141
1 基本理念.....	141
第4節 計画における取組.....	142
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	142
第5節 計画の推進.....	144
1 計画の推進体制.....	144
2 計画の点検と評価.....	144
第8章 資料編.....	145

第5章のみ抜粋しております。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

第8期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。
第1号被保険者数の増加は長期的に継続していくと見込まれます。

■第8期計画期間における被保険者数の推計■

単位：人

	第7期	第8期		第9期	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1号被保険者 (65歳以上人口)	17,263	17,437	17,613	17,786	18,136
第2号被保険者 (40歳以上64歳未満)	21,303	21,415	21,528	21,640	21,865
合計	38,566	38,852	39,141	39,426	40,001

※袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

■被保険者数の中長期推計■

単位：人



※袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

2 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間における要支援・要介護認定者数を以下のように見込みます。
高齢化に伴って要支援・要介護認定者数は増加傾向が続くと見込まれます。

■第8期計画期間における要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	第7期	第8期				第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
総数	2,502	2,641	2,771	2,892	3,133	
(うち第1号被保険者)	2,439	2,576	2,706	2,827	3,066	
要支援1	303	316	328	341	370	
(うち第1号被保険者)	294	306	318	331	360	
要支援2	296	312	331	345	375	
(うち第1号被保険者)	288	304	323	337	366	
要介護1	547	581	608	638	688	
(うち第1号被保険者)	536	571	598	628	678	
要介護2	423	455	482	504	548	
(うち第1号被保険者)	410	441	468	490	534	
要介護3	345	377	398	417	452	
(うち第1号被保険者)	338	370	391	410	445	
要介護4	352	361	375	388	418	
(うち第1号被保険者)	343	351	365	378	408	
要介護5	236	239	249	259	282	
(うち第1号被保険者)	230	233	243	253	275	

■要支援・要介護認定者数の中長期推計■

単位：人



※認定者には第2号被保険者が含まれる。
※各年10月1日現在

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

(1) 訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護1～5	<p>要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。</p> <p>なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。</p>

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問介護	延人数(人)	3,046	3,381	3,720	4,020	4,248	4,344
	延回数(回)	65,893	70,536	76,801	80,765	85,350	86,545

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴介護	延人数(人)	445	445	444	456	480	516
	延回数(回)	1,990	1,967	2,352	2,551	2,737	2,962
介護予防訪問入浴介護	延人数(人)	17	30	36	48	48	48
	延回数(回)	71	120	122	144	144	144

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問看護	延人数(人)	967	956	960	984	1,032	1,056
	延回数(回)	8,623	8,233	8,101	8,341	8,786	9,006
介護予防訪問看護	延人数(人)	206	184	132	156	156	156
	延回数(回)	1,723	1,290	896	934	941	948

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーション	延人数(人)	177	194	228	252	264	264
	延回数(回)	1,760	2,035	3,155	3,697	3,882	3,882
介護予防訪問リハビリテーション	延人数(人)	20	48	48	96	120	132
	延回数(回)	158	373	389	432	497	563

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅療養管理指導	延人数 (人)	1,590	1,831	2,208	2,496	2,616	2,652
介護予防居宅療養管理指導	延人数 (人)	135	189	168	180	192	192

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(6) 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護1～5	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。(デイサービスともいいます。)

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所介護	延人数(人)	3,349	3,722	3,768	3,804	3,972	4,044
	延回数(回)	30,965	34,459	36,348	37,004	38,750	39,216

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護 老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。(デイケアともいいます。)
介護予防通所リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所リハビリテーション	延人数(人)	2,161	2,379	2,280	2,472	2,604	2,628
	延回数(回)	17,603	19,407	18,450	19,910	21,169	21,371
介護予防通所リハビリテーション	延回数(回)	612	709	780	900	960	1,008

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所生活介護	延人数(人)	2,484	2,532	2,856	3,000	3,264	3,480
	延回数(回)	46,429	48,760	51,115	52,444	57,149	61,718
介護予防短期入所生活介護	延人数(人)	45	47	72	84	96	108
	延回数(回)	245	214	234	247	283	310

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所療養介護	延人数(人)	170	233	180	204	204	240
	利用日数(日)	1,222	1,516	1,482	1,655	1,655	1,940
介護予防短期入所療養介護	延人数(人)	3	1	0	0	0	0
	利用日数(日)	7	10	0	0	0	0

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	396	389	456	492	504	516
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	15	52	60	72	72	72

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉用具貸与	延人数 (人)	6,067	6,942	7,668	8,364	9,060	9,312
介護予防福祉用具貸与	延人数 (人)	1,450	1,540	1,596	1,752	1,896	1,968

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）
特定介護予防福祉用具購入費	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定福祉用具購入費	延人数(人)	147	140	132	144	144	144
特定介護予防福祉用具購入費	延人数(人)	30	41	60	60	72	72

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）
介護予防住宅改修	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
住宅改修	延人数 (人)	126	106	132	180	192	204
介護予防住宅改修	延人数 (人)	58	56	72	84	84	84

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護支援	延人数 (人)	11,302	12,339	12,936	14,088	15,168	15,588
介護予防支援	延人数 (人)	1,988	2,123	2,292	2,484	2,700	2,844

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

2 介護施設サービス量の見込み

(1) 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	延人数 (人)	2,235	2,117	2,148	2,184	2,220	2,256
介護老人保健施設	延人数 (人)	1,892	1,821	1,860	1,908	1,932	1,956
介護療養型医療施設	延人数 (人)	55	64	36	24	24	24
介護医療院	延人数 (人)	0	0	0	12	12	12

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	長浦地区	サニーヒル	袖ヶ浦市久保田 857-9	92人
②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納 4181-20	73人
③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂	袖ヶ浦市野里 1452-4	50人
④	長浦地区	蔵波	袖ヶ浦市蔵波 3037-1	80人
合計				295人

※令和2年4月1日現在

■介護老人保健施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ヶ浦市蔵波 2713-1	90人
2	昭和地区	メディケアーやまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	100人
合計				190人

※令和2年4月1日現在

3 地域密着型サービス量の見込み

(1) 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型 居宅介護	要支援1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援2	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護の一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護1～5	18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等が受けられるサービスです。

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数 (人)	11	11	36	360	480	600
認知症対応型通所介護	延人数 (人)	50	69	72	108	108	108
介護予防認知症対応型通所介護	延人数 (人)	15	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	86	95	120	216	216	216
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	12	22	36	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	411	410	396	420	456	708
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	3	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数 (人)	967	1,017	996	1,008	1,008	1,356
看護小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	0	0	0	312	348	348
地域密着型通所介護	延人数 (人)	2,569	2,877	2,988	3,072	3,192	3,240

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地
1	長浦地区	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事務所	袖ヶ浦市蔵波 3037-1
2	昭和地区	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10号

※令和2年4月1日現在

■認知症対応型共同生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	18人
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1708-1	9人
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	9人
※令和2年4月1日現在				合計 36人

■認知症対応型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	3人
※令和2年4月1日現在				合計 3人

■地域密着型介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	和心苑	袖ヶ浦市神納 2840-1	29人
②	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	29人
③	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹	袖ヶ浦市下泉 1426	29人
※令和2年4月1日現在				合計 87人

■小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	18人
※令和2年4月1日現在				合計 18人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	長浦地区	(仮称) セントケア袖ヶ浦	袖ヶ浦市蔵波台 3-10-2	29人
※令和2年度中に整備				合計 29人

■地域密着型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	ケアエナジー 通所介護センター	袖ヶ浦市久保田 2379-3	10人
2	長浦地区	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿 303	10人
3	長浦地区	デイサービスセンター すずらん	袖ヶ浦市蔵波 2589	10人
4	長浦地区	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿 88-5	14人
5	長浦地区	デイサービス陽気ぐらし	袖ヶ浦市久保田 1872-5	10人
6	昭和・根形地区	ADL サポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪 265-1	10人
7	昭和・根形地区	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場 66-1	15人
8	昭和・根形地区	通所介護ベストケア	袖ヶ浦市大曾根 1183-1	10人
9	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	10人
10	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木 157-1	14人
11	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	10人
12	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの風 そでがうら	袖ヶ浦市下泉 1425	15人
13	平岡・中川・富岡地区	百笑	袖ヶ浦市高谷 1365	10人
合計				148人

※令和2年4月1日現在

4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

市内の有料老人ホーム³、サービス付き高齢者向け住宅⁴は以下のとおりです。

■市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	よりそい蔵波館 <サ>	袖ヶ浦市蔵波 2609-17	15人
2	昭和・根形地区	笑顔の家彩輝 <有>	袖ヶ浦市大曾根 2-1	14人
3	昭和・根形地区	シェアハウス彩輝 <有>	袖ヶ浦市奈良輪 1053-1	24人
4	昭和・根形地区	ハビネス彩輝 <サ>	袖ヶ浦市大曾根 1183-1	15人
5	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川 <有>	袖ヶ浦市百目木 157-1	4人
合計				72人

※令和2年4月1日現在

(注)「<有>」は有料老人ホームを示す。

(注)「<サ>」はサービス付き高齢者向け住宅を示す。

(注)市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに居住系サービスを利用可能。

³ 有料老人ホームとは、老人福祉法を根拠として設置される高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいのこと。食事、介護、家事、健康管理のうち、1つ以上のサービスが提供される。

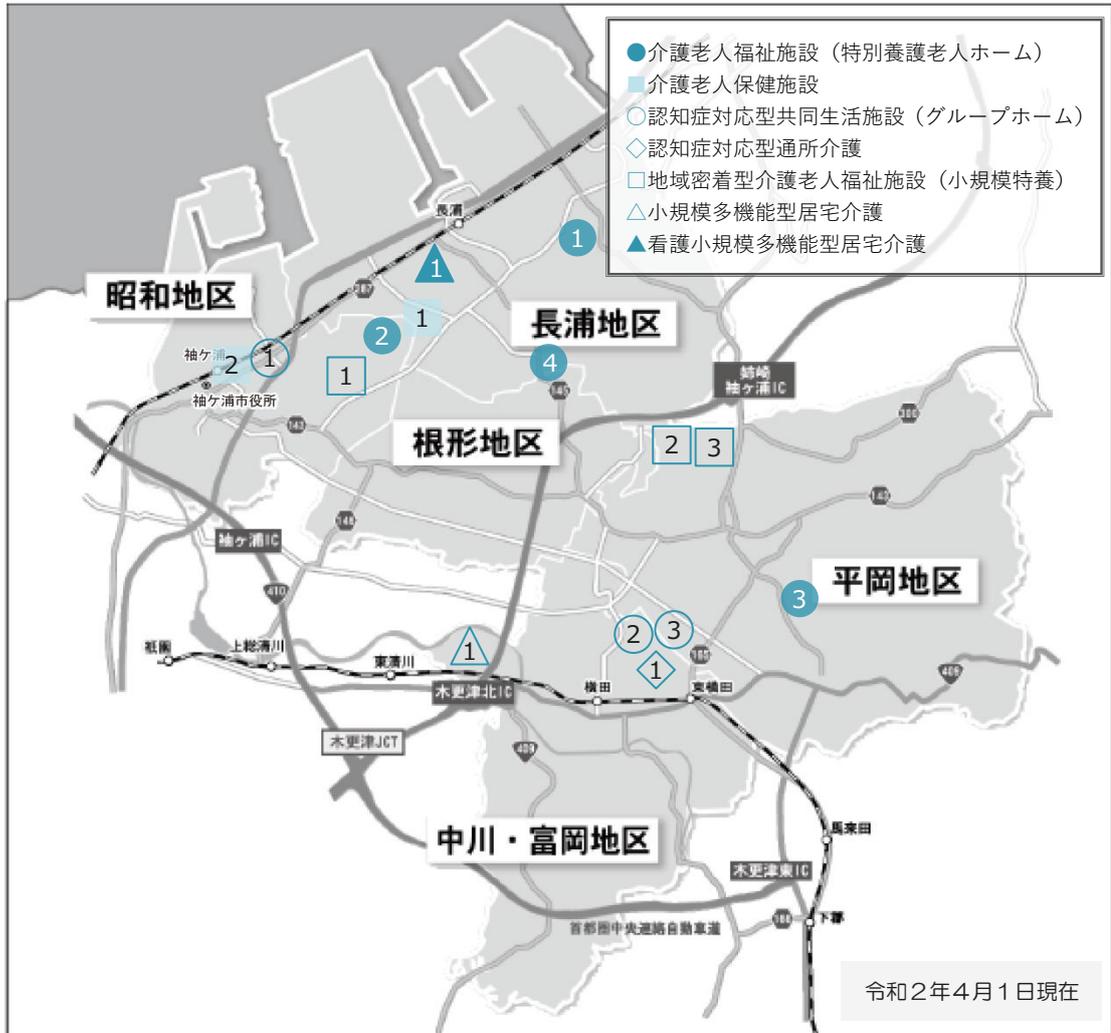
⁴ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法の基準によって登録されるバリアフリー対応の賃貸住宅で状況把握と生活相談サービスが必須のサービス。主に民間事業者が運営する。

5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 現在の整備状況

令和2年4月1日現在における市内の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況は以下のとおりです。

■袖ヶ浦市の施設サービス及び地域密着型サービスの現状■



(注) 地域密着型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除外されています。

※看護小規模多機能型居宅介護は、令和2年度中に整備

■施設一覧■

施設区分	番号	圏域	施設名称
介護老人福祉施設	①	長浦地区	サニーヒル
	②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑
	③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂
	④	長浦地区	蔵波
介護老人保健施設	1	長浦地区	カトリアンホーム
	2	昭和地区	メディケアーやまゆり
認知症対応型共同生活介護	①	昭和・根形地区	ならわの家
	②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩
	③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
認知症対応型通所介護	◇1	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
地域密着型介護老人福祉施設	1	昭和・根形地区	和心苑
	2	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘
	3	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹
小規模多機能型居宅介護	△1	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしよ
看護小規模多機能型居宅介護	▲1	長浦地区	(仮称) セントケア袖ヶ浦

(2) 介護施設サービス

介護施設サービスの整備計画については、第7期計画期間において特別養護老人ホームが開設しており、第8期計画期間における整備は予定しておりません。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 定員295人	-	-	-
介護老人保健施設	2施設 定員190人	-	-	-
介護療養型医療施設	0施設	-	-	-
介護医療院	0施設	-	-	-

(3) 地域密着型サービス

第8期計画期間における地域密着型サービスの整備計画は、認知症対応型共同生活介護1か所、また地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設を行うとともに、8期計画中に9期計画期間中の開設に向けて地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設準備を進めます。

■地域密着型サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	-	-	-
(介護予防)認知症対応型通所介護	1事業所 定員3人	-	-	-
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	1事業所 定員18人	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	1施設* 定員29人	-	-	-
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	3施設 定員36人	-	-	1施設 定員18人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	3施設 定員87人	-	-	1施設 定員29人

※令和2年度中に整備

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス	1,485,434	1,584,505	1,643,251
訪問介護	226,514	239,626	242,941
訪問入浴介護	31,593	33,921	36,699
訪問看護	38,828	40,992	41,912
訪問リハビリテーション	11,575	12,157	12,157
居宅療養管理指導	26,658	27,949	28,357
通所介護	300,145	315,774	318,675
通所リハビリテーション	170,539	182,366	183,704
短期入所生活介護	427,419	466,635	504,461
短期入所療養介護（老健）	17,612	17,622	20,586
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	115,528	124,882	127,549
特定福祉用具購入費	4,843	4,843	4,843
住宅改修費	16,406	17,410	18,530
特定施設入居者生活介護	97,774	100,328	102,837
2. 地域密着型サービス	852,801	911,182	1,104,326
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	66,809	89,129	111,411
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	264,145	279,682	286,883
認知症対応型通所介護	7,396	7,443	7,419
小規模多機能型居宅介護	44,396	44,420	44,420
認知症対応型共同生活介護	110,414	120,093	187,156
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	286,956	287,115	383,737
看護小規模多機能型居宅介護	72,685	83,300	83,300
3. 介護保険施設サービス	1,115,824	1,130,952	1,147,624
介護老人福祉施設	560,388	568,583	577,858
介護老人保健施設	546,802	553,730	561,127
介護医療院	4,021	4,023	4,023
介護療養型医療施設	4,613	4,616	4,616
4. 居宅介護支援	216,156	233,077	239,195
介護サービスの総給付費（I）	3,670,215	3,859,716	4,134,396

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

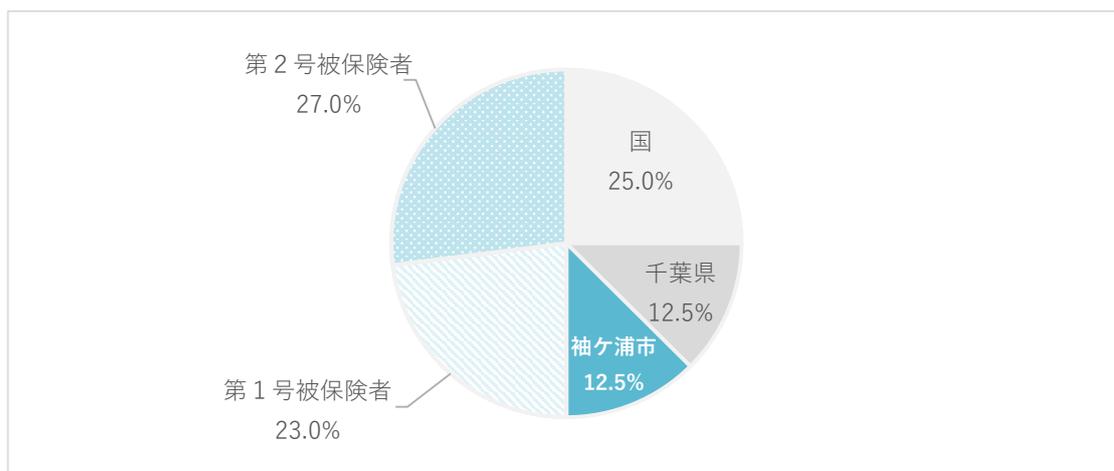
サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス	62,972	66,563	69,111
介護予防訪問入浴介護	1,213	1,214	1,214
介護予防訪問看護	3,784	3,813	3,839
介護予防訪問リハビリテーション	1,335	1,536	1,740
介護予防居宅療養管理指導	1,748	1,857	1,857
介護予防通所リハビリテーション	29,573	31,547	33,254
介護予防短期入所生活介護	1,800	2,036	2,255
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,415	10,207	10,599
特定介護予防福祉用具購入費	1,465	1,711	1,711
介護予防住宅改修	8,046	8,046	8,046
介護予防特定施設入居者生活介護	4,593	4,596	4,596
2. 地域密着型介護予防サービス	2,790	2,791	2,791
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,790	2,791	2,791
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
3. 介護予防支援	11,488	12,494	13,161
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	77,250	81,848	85,063

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

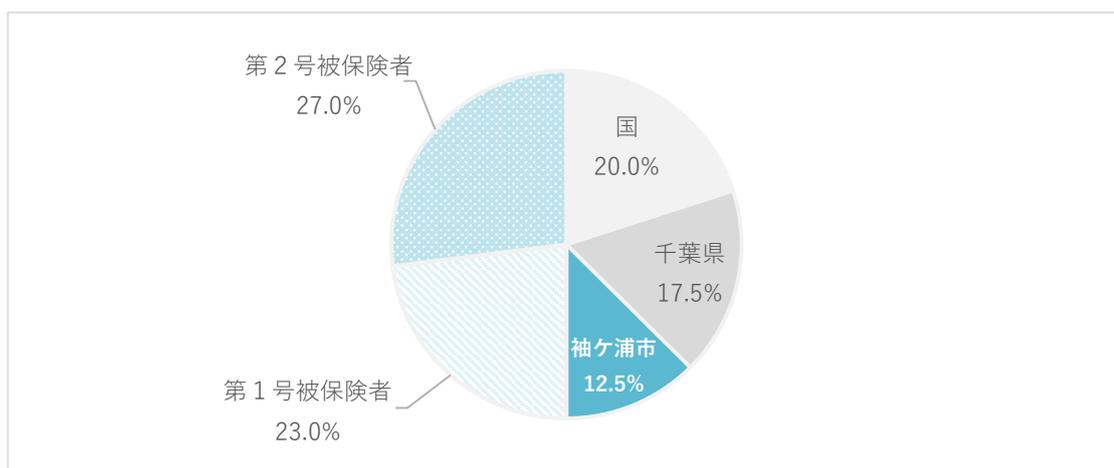
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

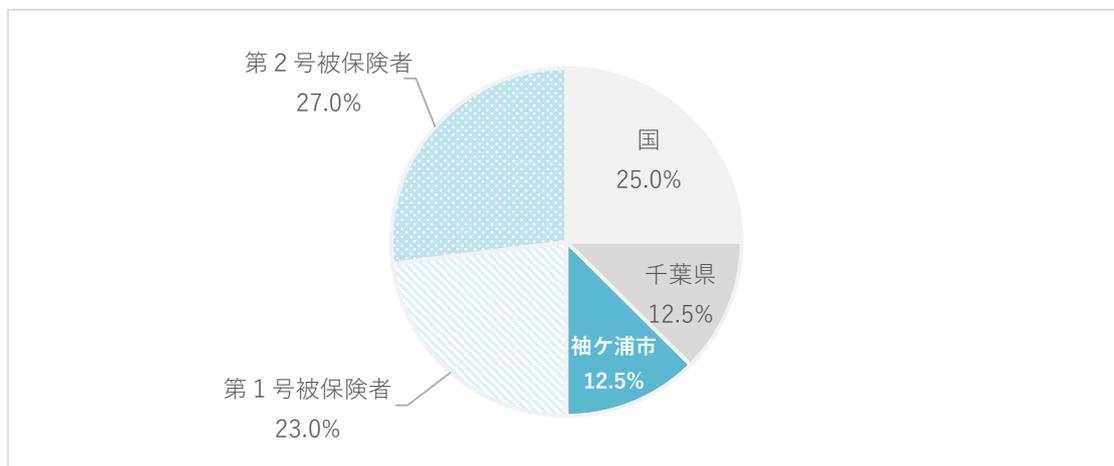


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

2 地域支援事業費の負担割合

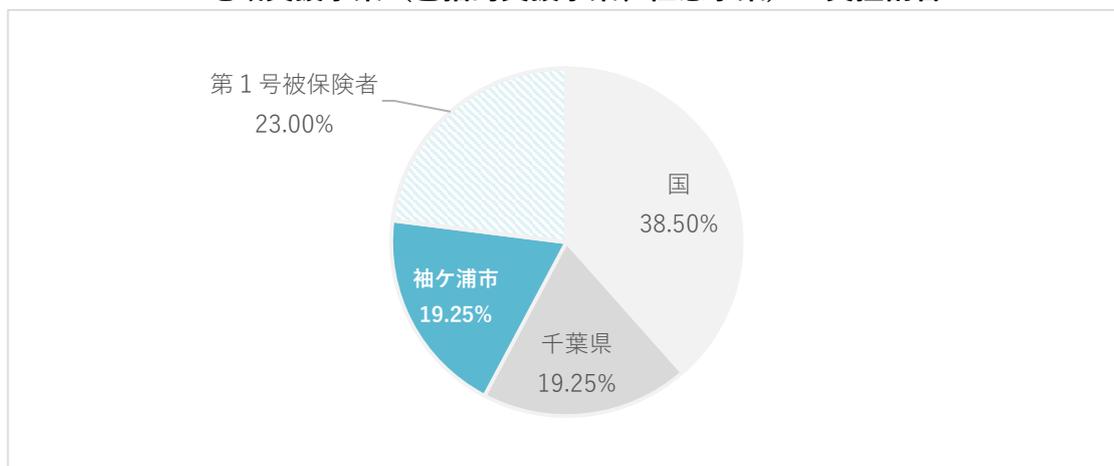
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



3 保険給付費等の見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

■標準給付見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額	12,716,732,114	4,010,424,558	4,205,889,523	4,500,418,033
総給付費	11,908,488,000	3,747,465,000	3,941,564,000	4,219,459,000
特定入所者介護サービス費等給付額	426,617,441	145,009,381	137,851,803	143,756,257
高額介護サービス費等給付額	334,614,030	102,991,262	110,824,291	120,798,477
高額医療合算介護サービス費等給付額	37,863,343	12,137,965	12,605,529	13,119,849
算定対象審査支払手数料	9,149,300	2,820,950	3,043,900	3,284,450

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	761,735,363	226,700,000	261,354,335	273,681,028
介護予防・日常生活支援総合事業費	345,897,364	108,753,000	117,704,140	119,440,224
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	267,608,884	83,843,000	92,243,468	91,522,416
包括的支援事業（社会保障充実分）	148,229,115	34,104,000	51,406,727	62,718,388

（注）地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

4 基準額に対する介護保険料の設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は14段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.28	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.48	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×0.70	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.90	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.19	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円未満）
第7段階	基準額×1.29	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円以上210万円未満）
第8段階	基準額×1.50	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額210万円以上320万円未満）
第9段階	基準額×1.70	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額320万円以上400万円未満）
第10段階	基準額×1.75	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額400万円以上500万円未満）
第11段階	基準額×1.80	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額500万円以上600万円未満）
第12段階	基準額×1.85	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額600万円以上800万円未満）
第13段階	基準額×1.90	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満）
第14段階	基準額×2.00	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額1,000万円以上）

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	割合
第1段階被保険者数	2,347	2,371	2,394	7,112	13.5%
第2段階被保険者数	981	991	1,001	2,973	5.6%
第3段階被保険者数	824	832	840	2,496	4.7%
第4段階被保険者数	2,740	2,767	2,795	8,302	15.7%
第5段階被保険者数	2,528	2,553	2,579	7,660	14.5%
第6段階被保険者数	2,806	2,835	2,861	8,502	16.1%
第7段階被保険者数	2,628	2,654	2,681	7,963	15.1%
第8段階被保険者数	1,409	1,424	1,438	4,271	8.1%
第9段階被保険者数	463	468	472	1,403	2.7%
第10段階被保険者数	271	274	277	822	1.6%
第11段階被保険者数	122	123	124	369	0.7%
第12段階被保険者数	122	123	124	369	0.7%
第13段階被保険者数	61	62	63	186	0.4%
第14段階被保険者数	135	136	137	408	0.8%
合計	17,437	17,613	17,786	52,836	100.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	18,390	18,576	18,758	55,724	

(注) 「所得段階別加入割合補正後被保険者数」とは、第1号被保険者総数の見込数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

(注) 人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

(注) 各段階割合については、令和2年度の所得段階割合から推計したものです。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第8期介護保険料基準額（月額）の算定方法は下記のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔F〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔G－H〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護給付費準備基金取崩額〔J〕を差し引き、保険料収入必要額〔K〕を算定します。

この保険料収入必要額〔K〕を予定保険料収納率〔L〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、予定保険料見込額（年額）〔M〕を算定し、さらに、月数（12か月）で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）〔N〕となります。

■介護保険基準額（月額）の算定■

単位：円

項目	算出式	金額
標準給付費見込額〔A〕		12,716,732,114
地域支援事業費見込額〔B〕		761,735,363
介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕		345,897,364
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費〔D〕		267,608,884
包括的支援事業費（社会保障充実分）〔D'〕		148,229,115
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕		55,724
第1号被保険者負担分相当額〔F〕	$= (A + B) \times \text{第1号被保険者負担割合 (23.0\%)}$	3,100,047,520
調整交付金相当額〔G〕	$= (A + C) \times \text{調整交付金交付割合の全国平均 (5.0\%)}$	653,131,474
調整交付金見込額〔H〕		14,203,000
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）〔I〕		0
介護給付費準備基金取崩額等〔J〕		321,000,000
保険料収入必要額〔K〕	$= F + (G - H) + I - J$	3,417,975,994
予定保険料収納率〔L〕		98.30%
予定保険料見込額（年額）（端数調整あり）〔M〕	$= K \div L \div E$	62,400
予定保険料見込額（月額）〔N〕	$= M \div 12 \text{ か月}$	5,200

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別保険料額■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	1,456円	17,472円
第2段階	2,496円	29,952円
第3段階	3,640円	43,680円
第4段階	4,680円	56,160円
第5段階	5,200円	62,400円
第6段階	6,188円	74,256円
第7段階	6,708円	80,496円
第8段階	7,800円	93,600円
第9段階	8,840円	106,080円
第10段階	9,100円	109,200円
第11段階	9,360円	112,320円
第12段階	9,620円	115,440円
第13段階	9,880円	118,560円
第14段階	10,400円	124,800円

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、14段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

9 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年度は、急激に後期高齢者が増えることに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。また、令和22（2040）年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口のピークとなることから、各年度における要介護認定者及び保険給付費などについて、以下のとおり推計します。

■中長期的な推計■

項目	令和7（2025）年	令和22（2040）年
高齢者人口 （第1号被保険者数）	18,136人	19,624人
要介護（要支援）認定者数 （第2号被保険者も含む）	3,133人	4,593人
介護給付費 （標準給付費）	4,987,225,760円	7,580,289,385円
地域支援事業費	290,345,866円	334,341,762円
介護保険料基準額	6,503円	8,549円

議題（２）袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正を行う市の条例

- （１）袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第５号）
- （２）袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第６号）
- （３）袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２７年条例第１号）
- （４）袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年条例第３号）

2 市の条例の改正内容及び考え方

国の基準の改正に沿った内容となります。改正に当たっての考え方については、次ページ以降の表のとおりです。

なお、上記（１）及び（２）の条例については、人員、設備及び運営に関する基準の多くを規則に委任していることから、条例では法の引用条文を整理し、規則において、国の基準の改正内容を適切に反映するよう改正を行います。

3 施行日

令和３年４月１日から施行。ただし、１（４）の条例において、第１６条第２０号の次に１号を加える改正規定は、令和３年１０月１日から施行。

「(1) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方	経過措置 （令和6年3月31日まで）
指定地域密着型サービスの事業の一般原則（第3条）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。	参	→国の基準どおり	PDCA サイクルの推進やケアの質の向上等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	

※従／参 … 国の基準に「従うべき基準（「従」と表記）」か「参酌すべき基準（「参」と表記）」を示しています。
「従うべき基準」には必ず従い、「参酌すべき基準」については十分に参照して、市の基準を定める必要があります。

「(2) 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方	経過措置 （令和6年3月31日まで）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則（第3条）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。	参	→国の基準どおり	PDCA サイクルの推進やケアの質の向上等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	

※従／参 … 国の基準に「従うべき基準（「従」と表記）」か「参酌すべき基準（「参」と表記）」を示しています。
「従うべき基準」には必ず従い、「参酌すべき基準」については十分に参照して、市の基準を定める必要があります。

「(3) 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方	経過措置 （令和6年3月31日まで）
基本方針 （第4条）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。	参	→国の基準どおり	PDCA サイクルの推進やケアの質の向上等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
運営規程 （第20条）	虐待の防止のための措置に関する事項を定める。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
勤務体制の確保等 （第21条）	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であり業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。	参	→国の基準どおり	適切なハラスメント対策を強化する観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
業務継続計画の策定等 （第21条の2）	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。	従	→国の基準どおり	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
	担当職員に業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。				
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。				

感染症の予防及びまん延の防止のための措置 (第23条の2)	感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催、指針整備等の措置を講じる。	従	→国の基準どおり	感染症の発生及びまん延防止等に関する観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
掲示 (第24条)	運営規程の概要等の重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	参	→国の基準どおり	利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
虐待の防止 (第29条の2)	虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催、指針整備等の措置を講じる。	従	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
指定介護予防支援の具体的取扱方針 (第33条)	サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、同意を得る。	参	→国の基準どおり	感染防止や多職種連携の促進の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
電磁的記録等 (第36条)	作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができる。	参	→国の基準どおり	事業者の業務負担軽減の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	

※従/参 … 国の基準に「従うべき基準（「従」と表記）」か「参酌すべき基準（「参」と表記）」を示しています。
「従うべき基準」には必ず従い、「参酌すべき基準」については十分に参照して、市の基準を定める必要があります。

「(4) 袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方	経過措置 （令和6年3月31日まで）
基本方針 （第4条）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。	参	→国の基準どおり	PDCA サイクルの推進やケアの質の向上等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
内容及び手続の説明及び同意 （第7条）	前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者等により提供されたものが占める割合等について利用者へ説明し、理解を得る。	従	→国の基準どおり	公正中立なケアマネジメントの確保の観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針 （第16条）	サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、同意を得る。	従	→国の基準どおり	感染防止や多職種連携の促進の観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	
	居宅サービス計画に位置付けられたサービス等に係る居宅介護サービス費等の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護の居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚	従	→国の基準どおり	公正中立なケアマネジメントの確保の観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	

	生労働大臣が定める基準に該当し、市町村からの求めがあった場合は、利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出る。				
運営規程 (第21条)	虐待の防止のための措置に関する事項を定める。	参	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	有
勤務体制の確保等 (第22条)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であり業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。	参	→国の基準どおり	適切なハラスメント対策を強化する観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
業務継続計画の策定等 (第22条の2)	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。 介護支援専門員に業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。	従	→国の基準どおり	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
感染症の予防及びまん延の防止のための措置 (第24条の2)	感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催、指針整備等の措置を講じる。	従	→国の基準どおり	感染症の発生及びまん延防止等に関する観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
掲示 (第25条)	運営規程の概要等の重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、	参	→国の基準どおり	利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から必要なものであり、その内容は適	

	これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。			正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	
虐待の防止 (第30条の2)	虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催、指針整備等の措置を講じる。	従	→国の基準どおり	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要なものであり、その内容は従うべき基準であることから、国の基準どおり改正する。	有
電磁的記録等 (第34条)	作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができる。	参	→国の基準どおり	事業者の業務負担軽減の観点から必要なものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準どおり改正する。	

※従/参 … 国の基準に「従うべき基準（「従」と表記）」か「参酌すべき基準（「参」と表記）」を示しています。
「従うべき基準」には必ず従い、「参酌すべき基準」については十分に参照して、市の基準を定める必要があります。

◎各条例の具体的な改正予定箇所は、次ページ以降の各新旧対照表をご覧ください。

(1) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(2) 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(3) 袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p><u>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第36条）</u></p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) （略）</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）</u></p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第24条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係

(掲示)

第24条 (略)

者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、

な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21)～(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第25条において「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(21)～(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第25条において「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2・3 (略)

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第25条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を

(揭示)

第25条 (略)

整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の 改正の主な内容について

(注1)介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。

(注2)改正事項のうち、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっての従うべき基準については◆を、標準基準については◇を付記している。

1. 訪問系サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

① オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とする。

ア オペレーターについて (◆)

i 併設施設等（短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型基準」という。）第6条関係）

ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。（地域密着型基準第6条関係）

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。（地域密着型基準第15条関係）

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。（地域密着型基準第15条関係）

(2) 訪問入浴介護

① 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ (★)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳

の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。第53条の2新設及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）第53条の2関係）

（3） 居宅療養管理指導

- ① 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進（★）
多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援事業者等への情報提供について、明確化する。（居宅基準第89条及び予防基準第95条関係）

（4） 訪問系サービス共通（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）（★）

- ① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。（居宅基準第36条の2、地域密着型基準第16条及び予防基準第53条の9関係）

2. 通所系サービス

（1） 通所介護

- ① 通所介護における地域等との連携の強化

通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。（居宅基準第104条の2新設関係）

- ② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。（居宅基準第 104 条の 2 新設関係）

（2） 認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和（★）（◆）

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。（地域密着型基準第 47 条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型予防基準」という。）第 10 条関係）

（3） 通所リハビリテーション

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保（★）

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

（4） 通所系サービス共通（★）

① 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（居宅基準第 103 条、地域密着型基準第 32 条、予防基準第 120 条の 4 及び地域密着型予防基準第 30 条関係）

② 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。(居宅基準第101条、地域密着型基準第30条、予防基準第120条の2及び地域密着型予防基準第28条関係)

3. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護

① 看護職員の配置基準の見直し(★)(◆)

短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとする。(居宅基準第121条及び予防基準第129条関係)

(2) 短期入所系サービス共通(★)

① 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を

受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。(居宅基準第140条の11の2及び第155条の10の2並びに予防基準第157条及び第208条関係)

③ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。(居宅基準第140条の4及び予防基準第153条関係)

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。(居宅基準第140条の4及び予防基準第153条関係)

4. 多機能系サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護

① 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保 (★) (◇)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、全国一律)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの)に見直す。(※)

(※) 必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの。

② 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し (★) (◆)

広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支

障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。(地域密着型基準第 63 条及び第 64 条並びに地域密着型予防基準第 44 条及び第 45 条関係)

(2) 多機能系サービス共通 (★)

① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間(※)に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。(地域密着型基準第 82 条及び地域密着型予防基準第 58 条関係)

(※) 市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大 3 年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。

5. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 (★)

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

6. 居宅介護支援

① 質の高いケアマネジメントの推進（◆）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、以下について、利用者に説明を行うことを新たに求める。（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「居宅介護支援基準」という。）第 4 条関係）

- ・ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

② 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応（◆）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを 10 月から導入する。（居宅介護支援基準第 13 条関係）

7. 居住系サービス

（1） 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

① 災害への地域と連携した対応の強化（★）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（2） 認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保（★）

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト

型事業所の基準を創設する。

ア 認知症対応型グループホームは地域密着型サービス(定員 29 人以下)であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則 1 又は 2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は 3」とされているところ、これを「3 以下」とする。(地域密着型基準第 93 条及び地域密着型予防基準第 73 条関係) (◇)

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。(地域密着型基準第 90 条、第 91 条及び第 93 条並びに地域密着型予防基準第 70 条、第 71 条及び第 73 条関係) (◆)

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し (★) (◆)

1 ユニットごとに夜勤 1 人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3 ユニットの case であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤 2 人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。(地域密着型基準第 90 条及び地域密着型予防基準第 70 条関係)

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用 (★)

認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価)は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組み

みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。(地域密着型基準第 97 条及び地域密着型予防基準第 86 条関係)

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和 (★) (◆)

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに 1 名以上の配置から、事業所ごとに 1 名以上の配置に緩和する。(地域密着型基準第 90 条及び地域密着型予防基準第 70 条関係)

(3) 居住系サービス共通 (★)

① 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。(居宅基準第 190 条、地域密着型基準第 103 条及び第 126 条、予防基準第 241 条並びに地域密着型予防基準第 80 条関係)

8. 施設系サービス

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (◆)

① 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型を除く。)において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。(地

域密着型基準第 131 条関係)

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。(地域密着型基準第 131 条関係)

(2) 介護医療院

① 有床診療所から介護医療院への移行促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。この取扱いは、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間の経過措置とする。(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。)) 附則第 11 条新設関係)

(3) 施設系サービス共通

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し(◆)

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。(地域密着型基準第 131 条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)) 第 2 条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)) 第 2 条、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)) 第 2 条及び介護医療院基準第 4 条関係)

② 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（指定介護老人福祉施設基準第 26 条、介護老人保健施設基準第 28 条、指定介護療養型医療施設基準第 27 条及び介護医療院基準第 32 条関係）

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（地域密着型基準第 149 条、指定介護老人福祉施設基準第 24 条及び第 47 条、介護老人保健施設基準第 26 条及び第 48 条、指定介護療養型医療施設基準第 25 条及び第 48 条並びに介護医療院基準第 30 条及び第 52 条関係）

④ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（地域密着型基準第 143 条の 3 新設、指定介護老人福祉施設基準第 17 条の 3 新設、介護老人保健施設基準第 17 条の 3 新設、指定介護療養型医療施設基準第 17 条の 3 新設及び介護医療院基準第 20 条の 3 新設関係）

⑤ 栄養ケア・マネジメントの充実（管理栄養士の配置に関する規定は◆）

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（地域密着型基準第

131 条及び第 143 条の 2 新設、指定介護老人福祉施設基準第 2 条及び第 17 条の 2 新設、介護老人保健施設基準第 2 条及び第 17 条の 2 新設、指定介護療養型医療施設基準第 2 条、第 17 条の 2 新設及び附則第 19 条並びに介護医療院基準第 4 条及び第 20 条の 2 新設関係)

⑥ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。(地域密着型基準第 160 条、指定介護老人福祉施設基準第 40 条、介護老人保健施設基準第 41 条、指定介護療養型医療施設基準第 39 条、第 40 条及び第 41 条並びに介護医療院基準第 45 条関係)

ア 1 ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

⑦ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 (◆)

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。その際、6 月の経過措置期間を設けることとする。(地域密着型基準第 155 条、指定介護老人福祉施設基準第 35 条、介護老人保健施設基準第 36 条、指定介護療養型医療施設基準第 34 条及び介護医療院基準第 40 条関係)

9. 全サービス共通 (★)

① 感染症対策の強化 (◆)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施(地域密着型基準第 151

条、指定介護老人福祉施設基準第 27 条、介護老人保健施設基準第 29 条、指定介護療養型医療施設基準第 28 条及び介護医療院基準第 33 条関係) イ 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与(販売)、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等(居宅基準第 31 条、第 104 条、第 118 条及び第 203 条、居宅介護支援基準第 21 条の 2 新設、地域密着型基準第 3 条の 31 及び第 33 条、予防基準第 53 条の 3、第 121 条、第 139 条の 2 及び第 273 条、地域密着型予防基準第 31 条、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「介護予防支援基準」という。)第 20 条の 2 新設関係)

② 業務継続に向けた取組の強化(◆)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。(居宅基準第 30 条の 2 新設、居宅介護支援基準第 19 条の 2 新設、地域密着型基準第 3 条の 30 の 2 新設、予防基準第 53 条の 2 の 2 新設、地域密着型予防基準第 28 条の 2 新設、介護予防支援基準第 18 条の 2 新設、指定介護老人福祉施設基準第 24 条の 2 新設、介護老人保健施設基準第 26 条の 2 新設、指定介護療養型医療施設基準第 25 条の 2 新設及び介護医療院基準第 30 条の 2 新設関係)

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。(居宅基準第 30 条、第 53 条の 2、第 101 条、第 140 条の 11 の 2、第 155 条の 10 の 2 及び第 190 条、居宅介護支援基準第 19 条、地域密着型基準第 3 条の 30、第 15 条、第 30 条、第 103 条、第 126 条、

第 149 条及び第 167 条、予防基準第 53 条の 2、第 72 条の 2、第 120 条の 2、第 157 条、第 208 条及び第 241 条、介護予防支援基準第 18 条、地域密着型予防基準第 28 条及び第 80 条、指定介護老人福祉施設基準第 24 条及び第 47 条、介護老人保健施設基準第 26 条及び第 48 条、指定介護療養型医療施設基準第 25 条及び第 48 条並びに介護医療院基準第 30 条及び第 52 条)

④ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。（居宅基準第 31 条、第 37 条の 2、第 80 条、第 104 条、第 118 条、第 183 条及び第 203 条、居宅介護支援基準第 13 条、第 21 条の 2 及び第 27 条の 2、地域密着型基準第 3 条の 31、第 3 条の 37、第 3 条の 38 の 2、第 33 条、第 34 条、第 40 条の 14、第 68 条、第 97 条、第 118 条、第 137 条、第 138 条、第 151 条、第 155 条及び第 162 条、予防基準第 53 条の 3、第 53 条の 10 の 2、第 86 条、第 121 条、第 139 条の 2、第 239 条及び第 273 条、介護予防支援基準第 20 条の 2、第 26 条の 2 及び第 30 条、地域密着型予防基準第 31 条、第 37 条の 2、第 39 条、第 49 条及び第 77 条、指定介護老人福祉施設基準第 11 条、第 12 条、第 27 条、第 35 条及び第 35 条の 2、介護老人保健施設基準第 13 条、第 14 条、第 29 条、第 36 条、第 36 条の 2 及び第 43 条、指定介護療養型医療施設基準第 14 条、第 15 条、第 28 条、第 34 条、第 34 条の 2 及び第 43 条並びに介護医療院基準第 16 条、第 17 条、第 33 条、第 40 条、第 40 条の 2 及び第 47 条関係）

- ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。(居宅基準第 217 条新設、居宅介護支援基準第 31 条新設、地域密着型基準第 183 条新設、予防基準第 293 条新設、介護予防支援基準第 33 条新設、地域密着型予防基準第 90 条新設、指定介護老人福祉施設基準第 50 条新設、介護老人保健施設基準第 51 条新設、指定介護療養型医療施設基準第 51 条新設及び介護医療院基準第 55 条新設関係)

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。(居宅基準第 217 条新設、居宅介護支援基準第 31 条新設、地域密着型基準第 183 条新設、予防基準第 293 条新設、介護予防支援基準第 33 条新設、地域密着型予防基準第 90 条新設、指定介護老人福祉施設基準第 50 条新設、介護老人保健施設基準第 51 条新設、指定介護療養型医療施設基準第 51 条新設及び介護医療院基準第 55 条新設関係)

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。(居宅基準第 32 条及び第 204 条、居宅介護支援基準第 22 条、地域密着型基準第 3 条の 32、予防基準第 53 条の 4 及び第 274 条、介護予防支援基準第 21 条、地域密着型予防基準第 32 条、指定介護老人福祉施設基準第 29 条、介護老人保健施設基準第 31 条、指定介護療養型医療施設基準第 29 条及び介護医療院基準第 35 条関係)

⑧ 高齢者虐待防止の推進 (◆)

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を

対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（居宅基準第3条、第29条、第37条の2新設、第53条、第73条、第82条、第90条、第100条、第117条、第137条、第140条の11、第153条、第155条の10、第189条、第192条の9及び第200条、居宅介護支援基準第1条の2、第18条及び第27条の2新設、地域密着型基準第3条、第3条の29、第3条の38の2新設、第14条、第29条、第40条の12、第54条、第81条、第102条、第125条、第148条及び第166条、予防基準第3条、第53条、第53条の10の2新設、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条、第156条、第192条、第207条、第240条、第259条及び第270条、介護予防支援基準第1条の2、第17条、第26条の2新設、地域密着型予防基準第3条、第27条、第37条の2新設、第57条及び第79条、指定介護老人福祉施設基準第1条の2、第23条、第35条の2新設、第39条及び第46条、介護老人保健施設基準第1条の2、第25条、第36条の2新設、第40条及び第47条、指定介護療養型医療施設基準第1条の2、第24条、第34条の2新設、第38条及び第47条並びに介護医療院基準第2条、第29条、第40条の2新設、第44条及び第51条関係）

⑨ CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

全てのサービスについて、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。（居宅基準第3条、居宅介護支援基準第1条の2、地域密着型基準第3条、予防基準第3条、介護予防支援基準第1条の2、地域密着型予防基準第3条、指定介護老人福祉施設基準第1条の2及び第39条、介護老人保健施設基準第1条の2及び第40条、指定介護療養型医療施設基準第1条の2及び第38条並びに介護医療院基準第2条及び第44条関係）

議題（３）地域密着型通所介護事業所の指定について

項目	内容
申請者名	株式会社ケアホームイトー
申請者所在地	袖ヶ浦市代宿 88 番地 5
代表者氏名	伊藤 匠
事業所名	デイサービスホームルーム
事業所所在地	袖ヶ浦市代宿 88 番地 5
サービス種別	地域密着型通所介護
利用定員	18 名
指定年月日	令和 3 年 2 月 1 日

当該事業所につきましては、平成 27 年 9 月から「有限会社イトーメディカルケア」により運営がなされてきましたが、令和 3 年 2 月から系列法人である「株式会社ケアホームイトー」が同事業所を運営することとなったため、事業所の新規指定を行うものです。

受付番号

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書 令和3年10月12日

袖ヶ浦市長

千葉県袖ヶ浦市代宿88-5

申請者 所在地 株式会社 ケアホームイトー
 名称 代表取締役 伊藤 匠



介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称	カブシキガイシャケアホームイトー 株式会社ケアホームイトー				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 299-0241) 千葉県 袖ヶ浦市 代宿88-5 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0438-53-8733	FAX番号	0438-53-8733	
	法人の種類別	株式会社	法人所轄庁			
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ イトウ タクミ 氏名 伊藤 匠	生年月日		
	代表者の住所	(郵便番号 —)				
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 299-0241) 千葉県 袖ヶ浦市 代宿88-5				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護	○	令和3年2月1日		
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
複合型サービス						
介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護保険事業所番号	(既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	デイサービス ホームルーム			
	名称	デイサービス ホームルーム			
	所在地	(郵便番号 299 - 0241) 千葉県 袖ヶ浦市 代宿88-5			
	連絡先	電話番号	0438-53-8733	FAX番号	0438-53-8733
管理者	フリガナ	イトウ タクミ	住所	(郵便番号 -)	
	氏名	伊藤 匠			
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	生活相談員、介護職員			
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			
	兼務する職種及び勤務時間等				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)		2	1	1	1
非常勤(人)			1	5	2
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			84.42㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① 9:00 ~ 14:00 ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	18人(単位ごとの定員① 18人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
○設備に関する基準の確認に必要な事項	食堂及び機能訓練室の合計面積				
				㎡	
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)			
	利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)			
	添付書類	平面図			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

事業所位置図



基準要件確認表 地域密着型通所介護

根拠条文…袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 従業者の員数	①生活相談員 勤務時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	第54条の2	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○
	②介護職員 単位ごとに、サービス提供時間数に応じた配置が必要。(提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とする。) ※利用定員15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。			○
	③看護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。			○
	④機能訓練指導員 1以上。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務することも可。			○
2 管理者	指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ①当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	第54条の3	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○

II 設備に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
3	設備に関する基準	第54条の4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 写真 	○
	①食堂及び機能訓練指導室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。また、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。			
	②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。			
	③静養室・事務室 有すること			
	④消防設備等 非常災害に際して必要な設備を備えること。			○
III 運営に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
4	運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用にあたっての留意事項 (8) 個人情報の取扱い方法 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) その他運営に関する重要事項	第54条の11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 	○
5	勤務体制の確保等 指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。	第54条の12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 	○
6	地域との連携等 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置すること。	第54条の16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営推進会議の構成員 	○
7	事故発生時の対応 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。（損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。）	第54条の17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償保険証書の写し 	○
8	苦情処理 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	第54条の19において準用する第35条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 	○

議題(4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、更新が1件あったことから報告するものです。なお令和3年1月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については39事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については47事業所を指定。

【更新】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
訪問介護なごみ	木更津市 東太田4-2-8	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	有限会社なごみ	取締役	吉田 秀明	令和3年1月1日	令和8年12月31日

